

令和6年度

奥州市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 奥州市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
7月9日	1 子育て世 代の負担軽減 について 1 国にお いて全国統 一した医療 費負担軽減 制度を創設 すること。	少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。 子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしています。当市でも令和5年度から高校生以下を完全無償化としていますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療が受けられるよう保障すべきと考えます。 また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。 さらに、小中学校の学校給食費は、県内でも町村を中心に完全無償化としている自治体がありますが、完全無償化には膨大な財源負担が必要となるため、規模が大きい自治体では実施が難しい状況となっています。自治体ごとの差違をなくし、全ての小中学生に無償で学校給食を提供できるように、国または県がその財源を負担すべきと考えます。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 1 長期的に安定した制度とするべく、国において	本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。(A)	県南広域 振興局	保健福 祉環境 部	A : 1

		全国統一した医療費負担軽減制度を創設すること。				
7月9日	1 子育て世代の負担軽減について 2 国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。	2 自治体による差をなくし、全ての保育を要する子育て世代の経済的負担軽減のため、国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き国に要望していきます。（B）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1
7月9日	1 子育て世代の負担軽減について 3 国として小中学生の学校給食費完全無償化を早期に実施すること。	3 自治体による差をなくし、全ての子育て世代の経済的負担軽減のため、国として小中学生の学校給食費完全無償化を早期に実施すること。	給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。 学校給食費の無償化については、国において、こども未来戦略方針に従い、令和5年に学校給食の実態調査を行い、令和6年6月に調査結果、12月に課題の整理が公表されたところであり、今後、具体的方策の検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行わ	県南広域振興局	経営企画部	B：1

			れるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。（Ｂ）			
7月9日	2 広域的な公共交通の維持対策について 1 県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。	当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。 しかしながら、モータリゼーションの拡大、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の維持には行政からの財政的援助が不可欠な状況であり、昨今の深刻な運転士不足もあり、当市のバス路線の維持・確保は、年々、困難な状況となっています。 特にも県からの財政支援に関しては、現状「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいておりますが、激変緩和措置が終了した場合、補助対象から外れる路線の存続が懸念されます。 全県的に運行事業者の経営状況の悪化や運転士不足により減便及び路線廃止が行われ、今後も改善の兆しが見えない中で、地域公共交通の維持確保を図るためには、運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を確認した上での財政的な支援が必要であると考えています。 さらには、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策として国が導入を進めております「日本版ライドシェア」に関しては、配車アプリや	県では、地域公共交通の維持確保に向け、広域バス路線の運行欠損額に対する補助や、市町村が行う公共交通体系の構築及び利用促進の取組に対する補助、バス事業者の運転士確保の取組に対する補助などを行っているところであり、引き続き地域公共交通の実情を踏まえた支援を実施していきます。（Ｂ） また、県では、国に対し、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続や乗合バス事業者の運転士確保の取組に対する支援を要望したところです。 併せて、国に対し、新型コロナの影響の長期化や燃料費の高騰等により、経営に大きな影響が生じている公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望したところであり、今後も引き続き、国に対して必要な働きかけを行っていきます。（Ｂ）	県南広域振興局	経営企画部	B：2

		キャッシュレス決済による運用が前提であり、地方においても、こうした運用環境に迅速に対応するためには、多くの公共交通事業者が共同で利用できるシステム・プラットフォームの広域整備を検討する必要があると考えます。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 1 地域の実情に即した県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。				
7月9日	2 広域的な公共交通の維持対策について 2 県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、支援する体制を構築すること。	2 県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村と情報共有をした上で、県及び関係市町村が協力し、支援する体制を構築すること。	県では、国、県、市町村及びバス事業者が広域バス路線の課題を共有し、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行うため、路線ごとにバス路線活性化検討会を開催しています。 また、住民にとって必要な地域公共交通を維持するためには、減便や路線廃止の予定や、そこに至る原因等を事前に把握しておく必要があることから、バス事業者に対し、自治体の予算要求時期や地域住民への周知時間等も踏まえ、早急に必要な情報提供を行うよう、引き続き求めています。 今後も地域の移動手段の確保に向け、関係機関等と連携しながら、地域公共交通の維持・確保に必要な支援を実施するとともに、その体制についても必要な見直しを行っていきます。（B）	県南広域振興局	経営企画部	B：1

7月9日	2 広域的な公共交通の維持対策について 3 多様な運行主体が利用可能な共通の配車アプリやキャッシュレス決済などの運用基盤を県が中心となって構築すること。	3 人口減少が著しい地方においても、市民が必要最低限の移動手段を確保し続けられるよう、多様な運行主体が利用可能な共通の配車アプリやキャッシュレス決済などの運用基盤を県が中心となって構築すること。	配車アプリやキャッシュレス決済については、運行事業者等が提供するサービスに応じて、適切なシステムを構築し、又は選定し導入していくものと考え、県としてはバス事業者のＩＣカード導入に対する補助や、ＡＩを活用したデマンド交通に対する補助を実施してきたところです。 一方、「日本版ライドシェア」については、今後、国においてタクシー会社以外の事業者の参入についての議論が進められているところであり、これらのシステム導入が必要とされるかは現時点において不明であることから、県ではその動向を注視していきます。（Ｃ）	県南広域振興局	経営企画部	C：1
7月9日	2 広域的な公共交通の維持対策について 4 ＡＩデマンドシステムや自動運転技術といった先進的取組に対する継続的	4 運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うためのＡＩデマンドシステムや自動運転技術といった先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。	県は、令和6年6月の令和7年度政府予算提言・要望等において、ＭaaSやＩＣカード対応システム、バスロケーションシステム等のデジタル技術の導入に対する支援の拡充などを要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 また、ＡＩオンデマンド交通や自動運転バス等については、デジタル田園都市国家構想交付金や、交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等による支援が行われている	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。		ところであり、必要に応じて制度の拡充について国に働きかけていきます。 県では、市町村によるデマンド交通等の実証運行等を支援する地域公共交通活性化推進事業費補助において、運行システムの構築に必要な経費等を補助対象としているところです。 また、令和5年度より県民の広域移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設したところであり、A Iを活用したデマンド交通等へ再編した場合も補助対象としているところです。 デジタル技術の活用は、運転士不足等の地域公共交通をとりまく課題の解決に資する可能性があることから、先進事例を分析しながら、引き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。（B）			
7月9日	3 地域医療の充実について 1 医師の偏在対策を講じ市内の公立病院に	公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。 すでに県として疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。	医師の確保については、「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 特に、確保が困難な小児科の医師については、産科の医師とともに、当該診療科を	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	おける医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。	特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を継続することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。また、胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況となっていますが、地域周産期母子医療センターにおいても、医療スタッフが不足していると言われており、遠方で出産せざるを得ない妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。 また、医師不足が深刻化する中、医療資源の効率的な活用と地域医療の安定的な提供体制を確保するため、当市では専用車両を利用したオンライン診療を導入しているが、対面診療と比較して診療報酬が低いことなどから採算性が見込めず、運行費用等が事業継続の課題となっています。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。 1 医師の偏在対策を講じ市内の公立病院における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。（継続して常勤医の維持に努めること。）	選択した養成医師の義務履行とキャリア形成の両立を可能とする特例配置を行っているほか、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7名の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。 （B）			
7月9日	3 地域医療の充実について	2 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における	県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	2 基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。	る派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。	成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は、国保まごころ病院の1名を含め、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計172名を配置したところです。 県立病院から市町村への診療応援については、地域医療を支える医療機関の支援を目的に、医師が不在の診療所等で、医師が充足されるまでの間の暫定的な応援や救急患者等の措置に伴う緊急の応援などの場合に市町村からの要請に基づき実施しているところです。 このうち、令和5年度における奥州市への診療応援件数は253件（前年度比20件減）となっています。 県立病院においても、大学医局からの医師の派遣要請や医師の招聘など、医師確保の取組を行っているところであり、市町村への診療応援についても、引き続き取り組んでいきます。（B）			
7月9日	3 地域医療の充実について 3 周産期母子医療センターにお	3 県南医療圏内の周産期母子医療センターにおける医療体制の充実を図るとともに、分娩リスクに応じた役割分担と胆江圏域の実情を踏まえた妊産婦の円滑な受け入れを強化すること。	県ではこれまで、限られた医療資源のもとで、安心・安全な周産期医療を提供するため、国の指針を踏まえ、県内4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター等の医療機関の機能分担と連携の下、分	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

	ける医療体制の充実及び分娩リスクに応じた役割分担と胆江圏域の実情を踏まえた妊産婦の円滑な受け入れを強化すること。		娩リスクに応じた適切な医療提供体制の整備を進めてきたところです。 胆江圏域においては、令和３年度に、圏域内で唯一分娩を取り扱っていた医療機関の分娩取扱中止の意向を受け、「岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議」を開催し、妊産婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、県南周産期医療圏内で安全・安心な出産ができる環境を確保していくことについて確認したところです。 県としては、引き続き、奨学金制度を活用して産科医や小児科医の確保に取り組むとともに、周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」を活用した情報連携による妊娠から産後までの切れ目のない支援や、健診や分娩に係る通院・宿泊費の助成など、市町村や医療機関と連携しながら、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。（Ｂ）			
7月9日	3 地域医療の充実について 4 二次保健医療圏外の医療施設で出産する	4 二次保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、制度を活用する上での利便性の向上を図ること。	分娩取扱医療機関の減少を背景に、妊産婦の通院に係る負担は増大していると考えられ、この負担軽減が大きな課題となっています。 このことから、県では、令和２年度からハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

	妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、制度を活用する上での利便性の向上を図ること。		院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援しており、令和５年度からは対象をハイリスク妊産婦に限らず全ての妊産婦に拡充しているところです。 さらに、令和７年度からは、交通費等の支援に係る１人当たりの支給上限額を１０万円に拡充することとしています。 制度の利便性の向上については、市町村における事業実施状況等を踏まえながら検討していきます。（Ｂ）			
７月９日	３ 地域医療の充実について ５ 妊娠時の予期できない急変等に対し、宿泊施設の確保、患者搬送、医療提供の連携体制整備を進めること。	５ 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための宿泊施設の確保、患者搬送、医療提供の連携体制整備を進めること。	周産期の救急搬送を円滑に行うため、岩手医科大学への委託により「周産期救急搬送コーディネーター事業」を実施しているほか、胎児の心拍などの情報をリアルタイムで搬送先の病院に送信するモバイル型妊婦胎児遠隔モニターを各周産期母子医療センターに導入しているところです。 また、情報連携により搬送先での医療提供の迅速化を図るため、周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」の活用を進めるとともに、搬送を行う消防と受入先の医療機関との連携強化等を図るため、関係機関による、周産期の搬送に係る課題について協議・検討する場を設けるなど、より安全な周産期医療の充実に向けて取り組んでいきます。	県南広域振興局	保健福祉環境部	Ｂ：１

			なお、分娩時における宿泊施設の確保については、患者のニーズを確認しながら、市町村と一体となって検討していきます。 （Ｂ）			
7月9日	3 地域医療の充実について 6 オンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけでなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。	6 医療の地域格差解消及び医療資源の効率化に資するオンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけでなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。	医療ＤＸの進展に伴い、各自治体でデジタル田園都市国家構想交付金等を活用して整備した医療ＭａａＳなどによる遠隔医療の普及は、無医地区を始めとした医療過疎地域における医療資源の確保につながることから、初期導入経費だけでなく、運営経費に対しても継続的な運営ができるよう、今後国に対して財政支援を要望していきます。 （Ｂ）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1
7月9日	4 ＩＬＣ実現に向けた取組について 1 ＩＬＣについて日本政府が主導し、国際	国際協力によって設計開発が推進されている「国際リニアコライダー（以下、ＩＬＣ）」は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等に繋がる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。	国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ＩＬＣの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながること	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を確実に進めること。	現在、I L Cの実現に向けては、昨年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるI L Cテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、I L C国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にあります。 当市では、「第2次奥州市総合計画」において、I L C誘致により生み出される成果・効果が様々な分野へ波及して社会に貢献することを期待し、めざすべき都市像を実現する2つの戦略プロジェクトの1つに「I L Cプロジェクト」を掲げ、まちづくりを進めているところです。 I L Cが実現すれば、基礎科学の研究が飛躍的に発展するとともに、世界最先端の研究を行う人材が定着し、この地に国際科学技術イノベーション拠点が形成され、日本が世界に大きく貢献することができただけでなく、国際協働による取組や運営は、国家安全保障の向上にもつながります。 つきましては、以上に鑑み、次の事項を要望いたします。 1 I L Cについて日本政府が主導し、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を確実に進めること。	から、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北I L C推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、I L C国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置され、情報共有が進められているところです。県ではこうした取組が加速するよう、令和6年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 令和7年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、			
--	---------------------------------------	---	--	--	--	--

			今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やＩＬＣ実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（Ｂ）			
7月9日	4 I L C実現に向けた取組について 2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組推進、国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信を強化すること。	2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること。	県では、令和元年に策定した「ＩＬＣによる地域振興ビジョン」に基づき、外国人研究者等の受入準備、関連産業の振興や人材育成等の受入環境整備等に向けた取組を進めています。 また、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北ＩＬＣ事業推進センターにおいても、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、実務レベルでの調査検討等を進めています。 また、国内における機運醸成に向けて、岩手県国際リニアコライダー推進協議会、東北ＩＬＣ推進協議会など、県内外の推進団体等と連携し、講演会や県内外のイベント機会を捉えたＰＲ活動等により、ＩＬＣの有する多様な意義や価値を広く発信するなど、国民・県民理解の増進に取り組んでいます。 今後も引き続き県内市町村をはじめ、県内外の推進団体等と連携を図りながら、ＩＬＣの実現に向けた取組を推進していきます。（Ｂ）	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

7月9日	5 農地法制の見直しに伴う土地利用について 1 地方自治体の自主性の尊重について農地法制の見直しは、地方分権の経緯を踏まえ、地方自治体の意見を十分に反映させること。	昨年、政府が打ち出した農地法制の見直しについては、農用地の総量確保を目的として、農用地区域からの除外要件を厳格化するとともに、国等が定める面積目標に基づいて判断する仕組みを設けるなど、農用地制度における国の関与を強化するものであると報じられています。 つきましては、公共用地の取得や民間における土地利用を過度に阻害することのないよう、次のことについて国に対して働きかけていただくよう要望いたします。 1 地方自治体の自主性の尊重について 農地法制の見直しは、地方分権の経緯を踏まえ、地方自治体が自らの責任の下で、地域住民が主体となる土地利用を合理的に進めつつ、農地の適正な利用を実現することができる制度となるよう、地方自治体の意見を十分に反映させること。	農地法制の見直しに当たっては、これまで進められてきた地方分権の経緯を踏まえつつ、地方自治法の規定に基づき、国の関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すべきと考えます。 令和6年1月10日に全国知事会においても、地域の実情を踏まえた土地利用や地方公共団体における主体的な農地の確保等について緊急要請を行ったところであり、今後、国の動向を注視していきます。（B）	県南広域振興局	農政部	B：1
7月9日	5 農地法制の見直しに伴う土地利用について 2 除外要件の厳格化と地域における取組について農用地区域からの集団的農	2 除外要件の厳格化と地域における取組について 農用地区域からの集団的農用地の除外に係る要件を厳格化する措置は、現在、経済産業省所管の地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、地方自治体が行う工業団地整備や立地企業の用地拡張等、地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じる恐れがあることから、関係省庁間での調整を踏まえたものとなるよう、十分配慮すること。	改正法案には、市町村の農業振興地域整備計画の変更協議における都道府県の同意基準として、「集団的農用地等の除外に関し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」が追加されたところです。 また、令和6年1月10日に全国知事会において、国による土地利用規制は必要最小限とするとともに、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国に緊急要請を行ったところです。	県南広域振興局	農政部	B：1

	用地の除外に係る要件を厳格化する措置は、関係省庁間での調整を踏まえたものとなるよう、十分配慮すること。		今後、国から運用通知やガイドライン等が示されることとなっていることから、動向を注視していきます。（Ｂ）			
7月9日	5 農地法制の見直しに伴う土地利用について 3 農用地の面積目標について国等が確保すべき農用地の面積目標は、優良な農用地を確保及び保全することを基本に、地域ごとの実	3 農用地の面積目標について 国等が確保すべき農用地の面積目標は、優良な農用地を確保及び保全することを基本としつつ、現在の農用地の実態や社会情勢を踏まえたものとする。また、農用地区域の設定や除外と都市計画区域の用途地域内への編入を適切に調整するなど、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分配慮すること。	今回の改正法案の趣旨は、国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国民に対する食料の安全供給のため、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと等を求めるものであり、地域における農用地の実態や地域の状況に応じた個別具体的な土地利用を直ちに制限するものではないと聞いているところです。 農地に関しては、農業生産の基盤となる農地を良好な状態で維持・保全していくとともに、その有効利用を図ることが重要と考えます。 土地利用に係る農用地区域の設定や除外については、法の趣旨を踏まえつつ、貴市と連携を図りながら対応していきます。（Ｂ）	県南広域振興局	農政部	B：1

	情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮すること。					
7月9日	6 県南地域における新たな工業高校の設置について 1 新設校の設置場所、校名、学科構成などの検討について、高校再編計画後期計画どおり進めるとともに、地域住民、関係団体等に対し迅速かつ丁寧な説明を行うこと。	令和3年5月に策定された「新たな県立高等学校再編計画後期計画」において、水沢工業高校と一関工業高校の統合による県南地域への大規模な工業高校が新設されることとなりました。 県教育委員会が掲げる「時代に対応した新しい学びの創設も検討しながら、産業人材のニーズに幅広く対応できる工業教育の充実」という統合校の設置理念については、当市及び胆江地区の関係団体においても尊重するものであり、今後、自動車や半導体を中心とした企業の集積が進む一方、歴史ある伝統産業が色濃く息づく当地区において、企業のニーズに即した未来を拓く人材の育成について、より一層の推進を期待しているところです。 一方、胆江ブロックにおける高校進学時の転入・転出は、転出が転入を大きく上回る状況が続いており、地元高等学校への進学率を高めることが課題となっています。 今後、予定される新設校の設置に向けて、校舎の設置場所、校名、学科構成などの詳細について、外部有識者等で構成する委員会の設置により検討されていくとのことですが、その検討にあたっては、地	県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。 これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対して学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。 新設校については、「新たな県立高等学校再編計画後期計画（以下「後期計画」という。）において、令和7年度までの「後期計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討を進める」こととしております。	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		域の未来を担う子どもたちの視点を最優先にしたいと考えます。 つきましては、次の事項について、ご配慮いただきますよう要望いたします。 1 新設校の設置場所、校名、学科構成などの検討について、高校再編計画後期計画どおり進めるとともに、地域住民、関係団体等に対する迅速かつ丁寧な検討過程の説明を行うこと。	今年度は新設学科及び教育内容等の検討に着手しており、検討を進めるに当たり、外部有識者及び地域関係者から意見聴取するなど、引き続き、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備に向けて、慎重に検討していきたいと考えています。 また、新設校の設置に係る決定事項の公表に際しては、検討過程の透明性への配慮にも努めていきたいと考えています。 (B)			
7月9日	6 県南地域における新たな工業高校の設置について 2 地元産業の将来を担う人材育成に対応した学科構成とし、通学の利便性を重視した設置場所とすること。	2 伝承技術から最新技術の習得まで高次元な学習環境とするなど、地元産業の将来を担う人材育成に対応した学科構成とするとともに、通学の利便性を重視した設置場所とすること。	県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。 これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズに対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対して学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。	県南広域振興局	経営企画部	A : 1

			県教育委員会としては、新たな工業高校の立地候補地の選定等に当たり、外部有識者等の意見等を踏まえながら、胆江・両磐の両ブロックから通学する生徒の利便性の確保、地域の産業を支える人材の育成、及び充実した教育活動ができる環境の整備等の観点から、慎重に検討していきたいと考えています。（Ａ）			
7月9日	7 JR東北本線の利便性向上について	県南地域におけるJR線は、沿線地域住民にとって通勤、通学、通院、買い物などに欠かすことのできないライフラインであり、県央圏域や仙台圏に通じる重要な交通手段として幅広い年齢層に利用されています。 特に盛岡駅・一ノ関駅間の北上川流域地域は、自動車、半導体分野を核とする産業集積が進んでおり、今後もこうした傾向は続くものと見込まれ、広域的な人・モノの交流や人材確保に伴う地元定着の促進のためにも、東北本線の果たす役割は極めて大きいと考えます。 さらに、コロナ禍を経て、地域経済が徐々に回復の兆しを見せつつある中において、観光分野におけるインバウンド需要の拡大に対する期待は大きく、世界文化遺産・平泉に加え、昨年、ニューヨーク・タイムズ紙で盛岡が取り上げられたことから、県央から県南にかけての地域における観光需要を見据えた利便性向上が強く望まれるところです。	鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 また、Suicaの利用エリアについては、仙台～盛岡間を通して利用可能となれば、利便性が大きく向上すると認識しているところです。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しやICカード（Suica）の導入エリアの拡大等を要望しており、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。（Ｂ）	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		令和元年12月に発足した県、県南広域振興局管内市町及び商工会議所等による「JR線県南地域利用促進協議会」でも、この地域において更なる産業集積と人材の育成・確保を図り、観光需要に応えるためには、まずJR東北本線の利便性向上が必要であると考えます。 つきましては、以上を鑑み、次の事項について、関係者が一体となってJR東日本に働き掛けていただきますよう要望いたします。 1 JR東北本線の北上駅から一ノ関駅まで、朝夕の通勤・通学時間帯の運行本数を増加すること 2 交通系ICカードSuicaについて、JR東北本線盛岡駅から一ノ関駅までの未導入駅に早期導入するとともに、盛岡エリア・仙台エリアにまたがる区間乗車において、相互利用できるよう整備すること。				
7月9日	8 北上金ケ崎パシフィックルート整備について	江刺中核工業団地、北上南部工業団地、岩手中部工業団地を有する奥州・北上・金ケ崎地域は、自動車関連産業や半導体産業等の集積が進んでおり、それを支える多くの部品工場のほか、食品、製紙会社など、港湾利用が想定される企業が多数進出していることから、今後の港湾・物流戦略においても釜石港及び大船渡港など太平洋側に向かうルートの充実が求められています。 また、奥州市江刺地域と金ケ崎町を結ぶ一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋は、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていますが、現在の金ケ崎橋は、昭	港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通後の物流の変化や周辺の開発動向、要望区間の交通状況などを見極めながら、北上・金ケ崎地域から江刺田瀬インターチェンジへのアクセスの在り方について検討していきます。 (C)	県南広域振興局	土木部	C : 1

		和 36 年の供用開始以来 60 年以上が経過し、老朽化が進んでおり、幅員も狭く歩道も無いことから、大型車両のすれ違いや、歩行者や自転車の通行が極めて危険な状態です。 このことから、（仮称）新金ケ崎大橋の新設、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を図ることについて要望いたします。 なお、令和 4 年度に「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」を設立しており、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開してまいります。				
7 月 9 日	9 東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間直線化整備について	東北横断自動車道釜石秋田線は、平成 31 年 3 月に全線開通し、太平洋側と日本海の人流、物流を担う社会基盤として重要性が高まっています。 近年、北上市以南の岩手県内陸南部地域には、北東北 3 県を配送エリアとした物流企業の進出が続いているほか、東北横断自動車道釜石秋田線の沿線地域では新たな企業立地や工場の増設が続き、企業活動が一層活性化しています。 しかしながら、当該路線は北上 JCT から花巻 JCT まで大きく迂回するルートのため、秋田及び仙台方面から釜石方面に向かう際に移動時間のロスが生じており、釜石港や大船渡港発着のコンテナ輸送の大きな課題となっています。北上 JCT から江刺田瀬 IC 間を直線的に接続することで、走行距離が	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬 IC から花巻 JCT までの区間は、現在、暫定 2 車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は 4 車線幅で行われ、一部の構造物は 4 車線を前提に完成していることから、今後見込まれる 4 車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。 また、県では国道 107 号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）	県南広域振興局	土木部	C : 1

		大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や広域観光の拡大などの効果が期待できます。 このことから、令和4年度に「東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間整備促進期成同盟会」を設立しており、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開しているところです。 つきましては、今後、事業化を推進するため、岩手県新広域道路交通ビジョン及び岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）への位置付けについて要望いたします。				
7月9日	10 「ひらいずみ遺産」の取組について	「平泉の文化遺産」は、平成23年に中心的な5資産が世界遺産に登録されました。 世界遺産登録資産候補であった平泉町・一関市・奥州市に所在する5資産については、拡張登録を目指すという関係県市町の合意のもとに、平成23年から関係県市町と取組を進めて参りましたが、令和5年8月の関係者会議において柳之御所遺跡を追加する推薦書を作成すること、全10資産を「ひらいずみ遺産」として保存管理や調査研究など一体的な取組を進めることを申し合わせたところです。 「ひらいずみ遺産」の取組は、平泉町・一関市・奥州市の2市1町にまたがるものであることから、より一層のご指導、ご支援について要望いたします。	「ひらいずみ遺産」については、令和5年8月の県と関係3市町の申合せに基づき取組を進めることとしています。 県としては、関係市町が実施する保存管理や調査研究などの取組への支援を行っていくとともに、同年11月に施行した「ひらいずみ遺産」保存活用推進要綱に基づき、「ひらいずみ遺産」に係る一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信や、文化観光の取組を引き続き推進していきます。 （B）	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月9日	11 工業団地整備への総合	市内では、令和元年度に整備済の工業団地用地が完売となり、市直営で整備中の新工業団地「江刺フ	北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	的な支援について	ロンティアパークⅡ」についても予約段階ですべて埋まるなど、半導体関連産業や物流業等を中心に産業用地需要が高まっています。 また、国家安全保障の観点や円安基調を受けて、製造業は国内回帰の動きが強まる中、当市にも比較的大きな規模の産業用地に関する問い合わせが寄せられており、当面は岩手県南地区での産業用地需要は続くものと捉えています。 このような中、市では昨年度に次期工業団地の候補地調査を行い、整備に向けた検討を進めています。が、予算面、人員面（技師等）、ノウハウ面等においてさまざまな課題が顕在化しています。 つきましては、市が行う工業団地整備への財政支援を含む総合的な支援について特段のご高配をお願いするとともに、県による主体的な工業団地整備実施についてもご検討いただきたく、また、上記のように民間による投資の機運が高まっているこの時機を捉え、県有財産の柔軟な利活用推進についても、あわせて特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。	今後も更なる集積が見込まれる中、工業団地が不足している状況は、県としても認識しているところです。 県では、市町村において工業団地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているほか、工業団地の整備には多額の費用を要することから、国に対して、工業団地の整備に対する支援の継続と拡充を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。 なお、工業団地の整備については、企業誘致と同様に、市町村の意向が尊重されるべきとの考えから、現在は県が主体となった工業団地の整備を実施しておりません。 また、県有財産の利活用について具体的な事例が生じた場合には、関係室課との調整など、連携して取り組んでいきます。 （Ｂ）			
7月9日	12 工業用水に係る補助、助成制度の創設について	市では、企業誘致の積極的な推進を図るとともに、企業が継続して安定的に操業できるよう様々な支援施策やフォローアップの充実に努めているところです。 企業誘致に関しては、製造業の国内回帰の流れを受け、岩手県と宮城県での自治体間競争が年々厳しくなっていることから、初期投資に対する支援策の	更なる産業の集積や雇用創出による地域経済の活性化を図る上で、企業誘致の果たす役割は極めて大きく、用水の供給を含め基盤整備の重要性については県としても認識しているところです。 上水道等を活用する企業に対する助成は、企業誘致のインセンティブとして一定	県南広域振興局	経営企画部	D：1

	ほか、誘致後の支援策の充実も重要になっています。 また、既立地企業への支援に関しても、域外への企業の移転を留めるため、企業が継続して操業するための条件整備が重要であり、特に良質な水を大量に必要とし、国家安全保障上も重要産業に位置づけられている半導体関連企業については、工業用水の安定的な供給が必須の要素となっています。 現在、北上市や金ヶ崎町の工業団地においては、岩手県企業局により、安価で良質な北上中部工業用水道が供給され、同地に立地する企業にとって大きなメリットとなっており、隣接する当市内工業団地への県営工業用水の供給拡大が強く望まれているところですが、膨大な整備費の予算が必要となることから、その早急な実現は難しいものと思量されます。 このような中で、当市では独自の工業用水補給金制度を設け、一定の条件を満たす市内企業に対しては県工業用水道料金と市水道料金の差額の一部を補助しています。 つきましては、今後半導体関連産業の県南地区へのさらなる集積が見込まれていることを踏まえ、県営工業用水の供給区域の拡大が実現するまでの間、一定の条件を満たす企業に対し県営工業用水道事業と同様の条件で用水を受給できるような工業用水補助制度若しくは補給金制度に対する支援策の創設について、特段の御高配をお願いいたします。	の効果が期待されることから、県内では上下水道等を利用している企業に対し、貴市と同様の補助制度を設けている市町村もあると認識しているところですが、限られた財源の中で全県をカバーする支援制度を設けることは難しいものと考えています。 また、県では、工業団地等の整備には多額の費用を要することから、国に対して、工業団地の整備に対する支援の継続と拡充等を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。 県としては、人材や電力の確保、カーボンニュートラルへの対応など、企業活動を行う上での様々な課題について関係室課と連携を図りながら全県的な視点で支援していきます。（D）			
--	--	---	--	--	--

7月9日	13 一般県道 玉里梁川線の バイパス整備 促進について	釜石自動車道江刺田瀬ICや国道107号梁川口内トンネルの開通に伴い、一般県道玉里梁川線の交通量が増加していますが、江刺地域へ通じる梁川館下地内は一車線と幅員が狭く、歩行スペースも十分に確保されていないことから、歩行者を巻き込んだ事故も危惧されています。 このことから、国道107号から一般県道玉里梁川線へ接続する新規道路（バイパス）の整備を要望しておりましたが、平成31年3月に策定された岩手県道路事業実施計画に搭載していただきまして誠に感謝申し上げます。 つきましては、一般県道玉里梁川線のバイパス整備について早期の開通となるよう要望いたします。	一般県道玉里梁川線のバイパス整備については、令和元年度に「梁川工区」として事業化し、令和6年度は用地補償、環境調査、工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A）	県南広域 振興局	土木部	A：1
7月9日	14 県管理河 川の河道整備 について 1 人首川	市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。 平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。 このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。	人首川については、平成25年度から令和2年度まで玉里大橋の上下流部などにおいて堆積土砂の撤去、令和4年度からは次丸大橋下流において河川改修工事と併せて堆積土砂の撤去を実施したところです。 今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（A）	県南広域 振興局	土木部	A：1

		特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 1 人首川				
7月9日	14 県管理河川の河道整備について 2 伊手川	特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 2 伊手川	伊手川については、平成25年度から令和2年度まで熊川頭首工下流部の支障木伐採、熊川橋下流部などの堆積土砂撤去を実施したところです。令和4年度は若神子橋下流の堆積土砂撤去を実施したところです。 今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（A）	県南広域振興局	土木部	A：1
7月9日	14 県管理河川の河道整備について 3 広瀬川	特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 3 広瀬川	広瀬川については、令和3年度に藤渡戸地区で河川改良に併せて堆積土砂撤去を実施したところであり、令和5年度は長根地区で河道掘削を実施したところです。今年度は菖蒲沢地区において河道掘削を実施したところです。 今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（A）	県南広域振興局	土木部	A：1
7月9日	14 県管理河川の河道整備について 4 岩堰川	特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 4 岩堰川	岩堰川については、令和2年度、目呂木橋付近で立木等の除去を実施したところです。	県南広域振興局	土木部	A：1

			今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（Ａ）			
7月9日	14 県管理河川の河道整備について 5 白鳥川	特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 5 白鳥川	白鳥川については令和２年度までに、櫓前橋下流から前野橋までの堆積土砂撤去を実施したところであり、令和５年度は櫓前地区で河道掘削を実施したところです。 今後も、河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（Ａ）	県南広域振興局	土木部	A：1
7月9日	14 県管理河川の河道整備について 6 衣川	特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。 6 衣川	衣川については、平成26,27年度に南又川合流点上流の堆積土砂及び支障木の伐採を実施したところです。 今後も、河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。（Ａ）	県南広域振興局	土木部	A：1
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について 1 小学校専科教員	市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実を重要な柱に掲げています。 確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保	英語専科加配は、平成30年度から、小学校英語教育の充実を目指し、小学校英語の専科教員を配置するものです。 今年度、奥州市には、加配定数を活用して、昨年度と同数の４人の専科教員を８校に配置しています。 英語専科教員の国の配置基準は、「英語の免許状を有する者」等で「週24時間以上	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	(英語・教科担任)の配置の基準緩和と増員	護者等からのニーズも増加しているところであります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。 不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適応や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与いただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところで す。 特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。 つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校	の指導を担当すること」と定められており、県教育委員会では、この基準に従って配置しているところですが、1つの学校において基準を満たさない場合でも、複数の学校を兼務することで基準を満たす場合には、英語専科教員を配置することが可能です。 教科担任専科指導については、加配定数を活用して今年度、奥州市に10人配置しています。週20時間程度、小学校高学年の対象教科(算数、理科、体育)を担当するものと定められておりますが、持ちコマ数に余裕がある場合には3・4年生や他教科の指導、複数校での兼務も可能です。 専科教員に係る国の配置基準の動向を注視しつつ、効果的な活用方法の周知に努めていきます。 今後も、質の高い授業の実施と担任の負担軽減のために、市町村の要望を踏まえながら専科教員の配置に努めていきます。 (B)			
--	-----------------------------	--	--	--	--	--

		の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。 1 小学校専科教員（英語・教科担任）の配置の基準緩和と増員				
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について 2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員	2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員	特別支援教育加配及び通級指導加配は、特別支援教育の充実を目指し、配置するものです。 奥州市には、国の加配定数を活用して、小学校7校に9人と中学校2校に2人、合わせて9校に11人を、ことばやきこえ、LD等の通級指導加配として措置しています。 さらに、県の加配定数を活用して、小学校5校と中学校2校、合わせて7校に7人を、特別支援教育加配として再任用教諭又は非常勤講師を措置しているところです。 児童生徒への教育支援は、多様化の傾向を示しているところであり、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。 （B）	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置	3 スクールカウンセラーの配置の増員	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めています。	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	及び増員について 3 スクールカウンセラーの配置の増員		令和6年度は、県南教育事務所に、教育事務所管内を統括するエリア型カウンセラー2名を配置し、教育事務所の指導主事や在学青少年指導員、エリア型スクールソーシャルワーカーと情報共有するなど、教育相談体制の充実を図っているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等による支援を継続して要望するとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実に努めていきます。（B）			
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について 4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員	4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員	スクールソーシャルワーカーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めています。 令和6年度は、県南教育事務所に、教育事務所管内を統括するエリア型スクールソーシャルワーカー1名と、訪問型スクールソーシャルワーカー1名の計2名を配置し、教育事務所の指導主事や在学青少年指導員、エリア型カウンセラーと情報共有するなど、教育相談体制の充実を図っているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等による支援を継続して要望するとともに、各学校における教	県南広域振興局	経営企画部	B：1

			育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実に努めていきます。（Ｂ）			
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について 5 養護教諭の複数配置の継続	5 養護教諭の複数配置の継続	養護教諭の配置については、令和6年度において、奥州市内では国の複数配置の基準（児童数851人以上の小学校、生徒数801人以上の中学校）を満たしている学校はありませんが、児童生徒の心身の健康問題等にきめ細かく対応できるよう、中学校1校に養護教諭を複数配置しています。 今後も、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望を継続するとともに、学校の状況等を把握しながら、複数配置が必要な学校へ加配措置ができるよう要望していきます。（Ｂ）	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月9日	15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について 6 スクールサポートスタッフの配置の増員	6 スクールサポートスタッフの配置の増員	スクールサポートスタッフについては、教員の事務作業をサポートするため、12学級以上の中規模以上の小中学校の中から、市町村教育委員会の意見を踏まえて配置校を決定しているところであり、奥州市については、令和6年度、4校に4人を配置したところです。 令和7年度以降の配置については、引き続き、国の補助事業を最大限活用し、また、国に対して必要な財源措置を要望しながら、適正配置に取り組んでいきます。（Ｂ）	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月9日	16 地方財政	人々の価値観やライフスタイルが変化し、市民の	合併市町村特有の財政運営上の課題に対	県南広域	経営企	B：1

	基盤の充実強化について 1 令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。	ニーズも高度化、多様化する中、地方自治体においては、市町村合併によるスケールメリットを活かし、事務事業の見直しや職員数の削減などの行財政改革を進めることで、これらの行政需要に対応してきました。 当市においても、財政がひっ迫する中、6つの財政健全化重点項目を掲げ、収支均衡を目指した取組を進めてきたところです。 しかしながら、人口減少、生産年齢人口の減少に相まって更に高齢化が進み、地域経済の規模縮小が見込まれている中において、老朽化した公共施設の適切な管理に係る修繕・改修費等の大幅な増加や、脱炭素化への対応等からも、行政サービスの維持が困難となることが予想され、今後も持続的に行政サービスを提供していくためには、安定的な財源の確保が不可欠となっています。 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間（当市は令和12年度）まで延長されていますが、学校等施設の統廃合や近年の物価高騰などの影響もあり、期間内で上限額に達する見込みとなっています。合併市町村に特有の現象である、類似施設が各地域に残っている状態は当市においても例外ではありません。 また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、平成28年度に創設され、令和2年度税制改正により、適用期限が令和6年度まで延長されたところです。地方自治体財政への寄与度も高く、新規事業を行う	しては、これまでも合併特例債のほか、普通交付税の合併算定替などの財政措置が行われてきたところですが、今後も合併特例債の活用状況やその他財政措置の動向等を勘案しながら必要な対応を検討するとともに、国に対し、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう働きかけていきます。 また、公共施設等適正管理推進事業についても、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、期間の延長や財政措置の拡充を要望してきたところであり、今後とも、関係団体と連携し、市町村の安定財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。（B）	振興局	画部	
--	---	---	---	-----	----	--

		にあたって、重要な役割を担っています。 つきましては、次のことを国に対して働き掛けていただきますよう要望いたします。 1 令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。				
7月9日	16 地方財政基盤の充実強化について 2 地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間に合わせる形で令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。	2 地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間に合わせる形で令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。	脱炭素化推進事業についても、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」等において、期間の延長や財政措置の拡充を要望してきたところであり、今後とも、関係団体と連携し、市町村の安定財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。(B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
7月9日	16 地方財政	3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の税制	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	県南広域	経営企	A : 1

	基盤の充実強化について 3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の税制特例措置について、適用期間の延長を実施すること。	特例措置について、適用期間の延長を実施すること。	は、令和2年度の制度改革において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化による手続の簡素化などの拡充が行われ、寄附件数及び寄附額が伸びている状況にあります。官民協働による地方創生の充実・強化に向けた重要な施策となっていることから、県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、令和6年度までとなっている制度の適用期限の令和7年度以降への延長及び制度の自由度の拡大等について要望を行ったところです。 国では、令和7年度税制改正大綱において、制度の適用期限を3年延長するとされたところです。（A）	振興局	画部	
7月9日	17 水田活用の直接支払交付金の制度安定化と予算確保について	食料安全保障の確立のため、政府は、食料・農業・農村基本法の一部改正法に基づき、農業の持続的な発展を基本理念に経営基盤を強化することとしています。 農作物の国産化を図り、地域の特色ある産地化を支援する水田活用の直接支払交付金は、農業を取り巻く環境が深刻になっているなか、その役割は非常に大きいものとなっています。しかしながら、同交付金の予算は作付転換が全国的に進んでいるにもかかわらず、ここ数年ほぼ横ばいとなっており、また、交付対象水田の要件として5年間のうちに一度も水張りをしない農地は交付対象とならないなど、制度が	県では、国に対して、水田活用の直接支払交付金について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。（B）	県南広域振興局	農政部	B : 1

		厳格化されています。 本市では、同交付金を活用しながら、麦・大豆等への作付転換を進め、転換作物の畑地化を推進しているところですが、燃料や生産資材等の高騰により厳しい経営状況となっており、これが担い手不足を加速させる恐れがあります。また、5年水張りルールについては、市農業再生協議会において方針を決定し対応をしているところですが、5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組む作物については、いまだ具体策が示されていません。 つきましては、経営基盤を強化することで農業を持続し、ひいては食料の安定供給のため、同交付金について、生産者に寄り添った安定的な支援制度とし、予算を十分に確保していただくよう要望いたします。				
7月9日	18 校舎改築に係る国庫補助の新設等について	当市では建築後50年を経過する学校施設が多数あり、設備の老朽化も著しいことから改築を検討しているところですが、過去に耐震補強工事を進めてきた結果、交付金メニューのひとつでもある危険改築等の要件に該当せず、学校統合や教室不足の解消も伴わないことから負担金の要件も満たさないものとなっています。 しかし、当該学校施設は古い規格で建築されていたり、増築を重ねたことにより歪で使い勝手の悪い配置となっている施設であったりすることから、長寿命化改良にも適さず、抜本的な改築が必要となっています。	学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、必要な財源の確保は引き続き重要な課題となっています。 このような状況を踏まえ、公立学校施設整備に関する予算について、国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（A）	県南広域振興局	経営企画部	A：1

		つきましては、国の方針が改築から長寿命化へシフトしてきていることについては理解するところですが、20 年毎の大規模改修を行うことで改築サイクルを 80 年にしようとなったのは十数年前のことであり、それまでに大規模改修を行っておらず長寿命化改良にも適さない学校施設の改築には自治体の負担も非常に大きいことから、国庫補助の新設または要件の見直しについて、国に対して引き続き働きかけていただきますよう要望いたします。				
7 月 9 日	19 過疎地域に対する支援の継続について 1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充について国へ強く働きかけること。	令和 3 年 4 月 1 日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、当市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。 両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、総合的かつ計画的な対策を実施するためには、ソフト事業の充実を図る必要があります。 しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、事業を継続して行うことが難しい状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から 15 年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和 3 年度と比較して大幅に減額されています。	県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げを始め、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和 7 6年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比 200 億円増の 5,900 億円が計上されているところです。 引き続き、各市町村の過疎対策事業債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。（B）	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援であります。令和8年度までの時限的な制度となっているところです。 つきましては、今後も持続可能な地域の形成に向けて、総合的かつ計画的な対策を行うことができるよう、次のことに配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。 1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充について国へ強く働きかけること。				
7月9日	19 過疎地域に対する支援の継続について 2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。	2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。	県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げを始め、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和7年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,900億円が計上されているところです。 引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。 (B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
7月9日	19 過疎地域に対する支援	3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置	過疎対策としての地方税の課税免除については、過疎地域への企業の進出、既存中小	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	の継続について 3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用期間の延長を国へ働きかけること。	の適用期間の延長を国へ働きかけること。	企業の活性化等過疎地域の持続的発展に資する産業振興の促進に有効なものと考えられることから、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、引き続き普通交付税による減収補填措置が行われるよう国に要望したところです。 (B)			
7月9日	20 介護保険制度の充実強化について 1 財政基盤強化のための措置を講ずること。	介護保険財政は、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者数の割合が増加していることに伴い、総費用が年々増大しています。当市における介護給付費総見込額は、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）においては、第8期計画期間より約5億6千2百万円の増額となっており、今期においては、基金の取崩しにより保険料は第8期と同額としたものの、第10期、第11期においては、確実に保険料の上昇が見込まれる、大変厳しい状況にあります。 また、介護事業所においては、慢性的な介護職員の	介護保険制度については、国に対して公費負担割合の見直しの検討など、地方公共団体等の負担軽減について継続して要望を行っているところです。 国では、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」等保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで平準化するための調整交付金について、激変緩和措置を設けつつ、平成30年度から交付金算定区分を細分化し、調整交付金による調整機能の強化を図ってい	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1

		不足に加え、運転手や調理員など介護職以外の職種の人材不足が続いており、やむを得ず事業の休止や廃止をせざるを得ない深刻な事態が生じています。 つきましては、介護保険制度をより充実した内容で運用するため、次のことについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。 1 介護保険財政の健全な運営のため、公費負担の割合を見直し、介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担割合を引き上げるなど、財政基盤強化のための措置を講ずること。	ます。 今後も、国に対し介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等の必要な要望を行っていきます。(A)			
7月9日	20 介護保険制度の充実強化について 2 介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。	2 介護事業者が必要な人材を安定的に確保し、質の高い介護サービスを提供できるよう、介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。	県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護福祉士修学資金の貸付、求職者と求人側のマッチング支援、労働環境や処遇改善を促進するセミナーの開催、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいるほか、介護の仕事に対する理解促進に資する事業への補助を行うなど、市町村や関係団体等の取組を支援しています。 また、介護の現場では様々な職種の職員が従事し、利用者一人ひとりの状態に応じた介護サービスを提供していることから、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、適切な水準の介護報酬の設定や現行の処遇改善加算の対象外となっているサービス事業所も対象にすること、少なくとも全産業平	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

			均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に実施すること、処遇改善を継続する場合においては利用者や地方の負担が伴わない適切な財政措置など、介護人材確保対策を一層拡充するよう国に要望しています。 (A)			
7月9日	21 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 1 一般国道4号水沢東バイパスの事業促進	一般国道4号水沢東バイパスの建設につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。また、令和6年4月1日には、国土交通省より「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の新規事業化が公表されたところであり、重ねて御礼申し上げます。 本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。 さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の水沢東バイパスの開通が望まれています。 また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。 つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、御要望の水沢東バイパスを含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 一般国道4号の水沢東バイパスについては、令和元年度までに姉体地区から北側の6.9kmが部分供用していますが、残る区間について、令和6年度は、埋文調査・支障移転補償・改良工事等を実施すると国から聞いており、県としては、事業促進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1

		進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。 1 一般国道4号 水沢東バイパスの事業促進				
7月9日	21 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 2 一般国道4号水沢金ヶ崎道路の事業促進	2 一般国道4号 水沢金ヶ崎道路の事業促進	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、令和6年度に事業化された御要望の水沢金ヶ崎道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 令和6年度は、調査設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、引き続き国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月9日	21 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 3 一般国道4号奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (1) 前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ	3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (1) 前沢向田交差点～平泉前	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1

	沢インター チェンジ					
7月9日	21 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 3 一般国道4号奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (2) 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点	3 一般国道4号奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (2) 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、水沢東バイパス南口から前沢竹沢交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進について 1 前沢赤生津地区の河道掘削及び農地冠水頻度を軽減	○要旨 安全な生活環境整備のため、北上川における築堤等の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。 ○要望内容 当市を縦断する一級河川北上川の無堤地区では、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、そのたびに人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。	赤生津(あこうづ)地区について、国では、洪水時の計画流量を安全に流下させること、農地の冠水頻度を下げるため、赤生津(あこうづ)橋下流において、河道掘削及び掘削土を利用した管理用通路の盛土を実施していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1

	させる対策に係る計画的に事業推進、早期の事業完了	つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります、地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。 1 前沢赤生津地区の河道掘削及び農地冠水頻度を軽減させる対策について、計画的に事業推進するとともに早期の事業完了を要望します。				
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進について 2 水沢黒石町大久保地区の堤防整備について、安定的な予算の確保を図るとともに計画的な治水対策の推進を要望します。	2 水沢黒石町大久保地区の堤防整備について、安定的な予算の確保を図るとともに計画的な治水対策の推進を要望します。	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢黒石町大久保地区」については、堤防と道路が一体となる兼用堤として事業着手したところです。引き続き、県の道路関係部局と調整を図りながら整備を実施していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。（B）	県南広域振興局	土木部	B：1
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進について	3 北上川無堤地区である前沢鵜ノ木地区について、早期の堤防整備を要望します。	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。	県南広域振興局	土木部	B：1

	3 北上川無堤地区である前沢鵜ノ木地区について、早期の堤防整備を要望します。		国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「鵜ノ木地区」については、世界遺産の追加登録予定地のため、文化財担当部局と協議・調整を図り、引き続き検討していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進について 4 北上川無堤地区である水沢黒石町鶴城地区について、早期の堤防整備を要望します。	4 北上川無堤地区である水沢黒石町鶴城地区（内堀）について、早期の堤防整備を要望します。	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢黒石町鶴城地区（内堀）」については、上流部は河川堤防と道路が一体となる兼用堤として計画を予定し、引き続き県の道路関係部局と協議・調整を図り、事業着手に向けて検討していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進に	5 北上川無堤地区である水沢佐倉河地区について、早期の堤防整備を要望します。	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸	県南広域振興局	土木部	B:1

	ついて 5 北上川無堤地区である水沢佐倉河地区について、早期の堤防整備を要望します。		水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢佐倉河地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、検討していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
7月9日	22 北上川における築堤等の整備促進について 6 水沢姉体地区の堤防強化対策を要望します。	6 水沢姉体地区の堤防強化対策を要望します。	姉体地区について、国では、補正予算も活用しながら堤防強化を実施しているところであり、今後も可能な限り必要となる予算を確保しつつ、堤防強化対策を進めていくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月9日	23 基盤整備事業の推進について	基盤整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の発揮を目的とし、整備を進めているところであります。 現在、奥州市内において実施地区は26地区、調査計画地区7地区となっており、農業生産者の期待は非常に高いものとなっています。	国の農業農村整備事業関係予算については、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比102%の6,240億円が措置されたところです。 一方、県の農業農村整備事業関係予算につ	県南広域振興局	農政部	B : 1

		つきましては、昨年度と同様の予算の確保をお願いいたします。 また、農業振興に係る当該事業に必要な当初予算の十分な配分を、引き続き国に働きかけていただきますよう要望いたします。	いては、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比102%の209億円を確保したところです。 県では、令和6年4月、6月、7月、9月、11月及び令和7年1月に、国に対し、地域からの基盤整備要望が多い状況を踏まえ、令和7年度の農業農村整備事業関係予算の確保を要望したところであり、今後も、必要な予算の確保に向け、引き続き国へ強く働きかけていきます。（B）			
7月9日	24 テレビ共同受信施設組合への支援について	2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たな難視聴地域においてはテレビ共同受信施設組合の新設、既存の組合においては施設の改修が行われ、現在、市内で17のテレビ共同受信施設組合が運営されています。 当市のテレビ共同受信施設組合は、全体の3分の2以上が20世帯に満たない小規模な組合であり、近年さらに加入世帯数の減少が進んでいます。 そのため、電気料や電柱共架料等の維持費用について、世帯当たりの負担が大きく、突発的な修理対応にも苦慮する中で、施設改修や大規模な修理の費用捻出が困難な状況にあります。 また、ケーブルテレビの対象エリア拡大により、テレビ共同受信施設組合を解散してケーブルテレビへの切り替えを検討する場合においても、共架ケーブルの撤去等に要する多額の費用負担が障壁となって	共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和6年6月の「令和7年度政府予算提言・要望」により要望したところです。 県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助を実施しています。 なお、国においては、地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業により、市町村が共聴施設のブロードバンド等による代替又は同軸ケーブルから光ファイバケーブルへの改修等による高度化に係る事業を実施する場合に必要な経費の一部を補助する見込であり、積極	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		います。 つきましては、テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去に係る費用の助成制度の創設を要望いたします。	的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。 今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)			
--	--	---	---	--	--	--